指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	盛岡市立みたけ児童センター	所在地	盛岡市みたけ四丁目14番36号
施設の設置目的・概要	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること及び地域の児童の健全育成の拠点としての役割を担う。		
建物・設備の概要	鉄骨造2階建　敷地面積990.00㎡、延床面積400.88㎡ 事務室、トイレ、遊戯室、図書室、集会室など	設置年月日	昭和63年4月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	所管課名	子ども青少年課
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	・施設の使用の受付及び使用許可に関すること。 ・施設、設備及び備品の維持管理に関すること。 ・体育・文化講座及び自主事業の実施に関すること。 ・その他、センターの管理に必要な業務で市長の定めること。	指定管理料（千円）	R1　12,310 千円 R2　12,429 千円 R3　12,505 千円 R4　12,651 千円 R5　12,651 千円
制度導入によって目指す施設の姿	地域児童の健全育成を図るとともに、地域と一体となった施設の管理運営を行う。		

3　評価結果

総合評価	AA	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
		AA	A	A	

施設所管部の評			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題	導入効果 体育・文化講座や自然体験活動事業等の開催により、利用者にとって利用したい、利用しやすい施設として運営されている。 課題 コロナ禍において、これまでの施設運営を継続しながら、利用者の安全により一層配慮する体制が求められるようになった。	
	今後の管理運営方法	■　指定管理者制度　　□　直営	
		理由	・利用者サービスの向上が図られる。 ・直営による場合、市が直接雇用する職員の柔軟な勤務シフトが組みにくく効率的な人員の配置が難しいといった課題が生じる。 　よって、上記の現状及び直営としたときに生じる課題を検討した結果、指定管理者制度を導入することが適当と判断する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　■ 公募　□ 非公募（理由：
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　　）
	管理形態	■ 単館管理　□ 一体管理（施設名及び理由：
	今後の改善点	
	・ホームページの充実や積極的な周知活動等により、利用者の拡大を図る。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。